

社会貢献活動の促進に関する提言

平成12年12月

京都府民間非営利団体等による社会貢献活動促進懇話会

はじめに

21世紀を目前に控え、我が国の社会構造は大きな転換期を迎えている。これまでの我が国を支えてきた行政や企業、自治会などの地縁団体を中心とした社会システムだけでは、今日の複雑・多様化した社会的ニーズや課題に対応することが困難になってきており、その大きな流れの中で、民間非営利団体（NPO）やボランティア、企業による社会貢献活動に、重要な役割が期待されているところである。

しかし、このようなNPOやボランティアに対する期待の一方で、イメージのみが先行し、期待される役割に応えられるだけの組織力や財政力などが伴っていないという現状もまた事実であろう。

このような中、京都府は、1999年（平成11年）3月に「民間非営利団体等による社会貢献活動促進懇話会」を設置した。

本懇話会は、各分野の委員14名によって構成されており、平成11年3月19日の第1回懇話会以降6回にわたり、NPOやボランティアなどを社会全体で育み、社会貢献活動全体を活性化するためにどのように取り組んでいくべきか、また、その中で、行政、とりわけ京都府がどのような役割を果たしていくべきかについて、様々な角度から検討を加えてきた。

各委員の皆さんには、熱心な討議の中で、それぞれの立場から様々な御意見を出していただき、最終的には、いくつかの点で不十分さを残しながらも、社会貢献活動を促進していくための一定の方向性を示すことができたのではないかと考えている。また、用語の説明や一口メモを随所に盛り込むことにより、わかりやすい提言になるよう心掛けたところであり、読まれる方への情報提供も、少なからずできたのではないかと考えている。

京都府においては、財政状況等の制約はあろうかとは思われるが、今後、本提言の趣旨を踏まえ、その実現に向けて積極的な対応をされるよう希望する。

2000年（平成12年）12月14日

京都府民間非営利団体等による社会貢献活動促進懇話会
座長 加藤博史

目 次

【用語の定義】	-----	P 1
1 今なぜ社会貢献活動か	-----	P 2
(1) 時代背景	-----	P 2
ア 行政・企業等を中心とした社会システムの限界		
イ 住民や企業による社会貢献活動の発展		
(2) これからの社会	-----	P 5
ア 個人が自立した社会		
イ パートナーシップ型社会		
(3) 社会貢献活動の定義、意義、役割	-----	P 7
2 京都府における社会貢献活動の現状と課題	-----	P 10
(1) NPO等の現状と課題	-----	P 10
ア 京都府におけるNPO活動実態調査		
イ 近年の活動状況		
(2) 社会貢献活動に関する府民の意識	-----	P 25
3 社会貢献活動を活性化させるための基本的な考え方	-----	P 26
(1) パートナーシップの重要性	-----	P 26
ア 行政とNPO等との関係		
イ 企業とNPO等との関係		
ウ NPO等との協働事業の在り方		
(2) 行政、NPO等、住民、企業に期待されること	-----	P 30
(3) NPO等の財政基盤の確立についての考え方	-----	P 35
4 社会貢献活動を活性化させるための方策	-----	P 38
(1) 京都府における社会貢献活動支援施策の状況	-----	P 38
ア 従来からの支援施策		
イ 特定非営利活動促進法の制定を契機とした取組		
(2) 京都府が今後実施すべき施策の在り方	-----	P 40
ア 活動の基盤・環境の整備		
イ 関係機関等との連携		
ウ 推進体制の整備		
参 考 資 料	-----	P 46

【用語の定義】

本提言で用いる用語の意義は、次のとおりとする。

・「社会貢献活動」とは

… 本提言において「社会貢献活動」とは、NPOやボランティア、企業などが自主的、自発的に行う、一定の公益的目的を有する社会参加活動をいうものとする。

・「NPO」とは

… 「Non Profit Organization」の略で、直訳すると非営利団体となる。

広義には、社団法人などの公益法人や、生活協同組合、団地の管理組合等の共益的組織などを含む、営利を目的としない団体の総称としても使われるが、狭義には、自発的・自立的な市民活動に取り組む「市民活動団体」を指す。（参考資料1参照）

本提言では、社会貢献活動の主体という意味で、広義のNPOを視野に入れつつ、支援の主眼としては、狭義のNPOについて考えていくこととする。

・「NGO」とは

… 「Non-Governmental Organization」の略で、直訳すると非政府組織となる。

一般的には、NPOと同義で、政府でない団体であることを強調して使われる。

・「ボランティア」とは

… 自発的な意志に基づく個人の社会に貢献する活動を意味する場合もあるが、本提言では、主として社会に貢献する活動を行う個人をいうこととする。

・「フィランソロピー」「メセナ」とは

… フィランソロピーは、「博愛」「慈善」などと訳されるが、企業などによる様々な社会貢献活動や慈善的寄付行為などを指して使われる。

メセナは、フランス語で「文化の擁護」の意味から、経済的に成り立ちにくい芸術活動の支援など、企業などによる様々な文化支援活動を指して使われる。

・「パートナーシップ」とは

… 相互の特性の認識・尊重を基礎として、対等関係のもとで、協調・協働していくことをいう。

1 今なぜ社会貢献活動か

(1) 時代背景

ア 行政・企業等を中心とした社会システムの限界

活発な経済活動に支えられた戦後の経済成長と技術革新により、私たちの生活は物質的に豊かになり、行政が提供する公共サービスも拡大してきた。

しかし、21世紀を目前にした今日、これまでの日本を支えてきた、行政や企業、自治会・町内会等の地縁団体を中心とした従来型の社会システムだけでは、複雑・多様化した社会的ニーズに応えることが困難になってきている。

(社会の複雑化)

この背景には、まず、現代社会が抱える問題の複雑化・深刻化がある。例えば、少子・高齢化の進展による介護等の問題、大量生産・大量消費型のライフスタイルの定着等による環境破壊の問題、いじめ・不登校などの教育問題などがある。また、都市化の進展に伴い、人と人との絆や触れ合いが稀薄になるとともに、中山間地域などでは過疎化が進み、地域コミュニティの崩壊が懸念される状況にある。さらに、最近問題になっている青少年の凶悪犯罪、児童虐待、ストーカー、ドメスティック・バイオレンス（家庭内における夫等による女性への暴力）、ホームレスなど、解決が容易でない諸問題が生じてきている。

(価値観の多様化)

次に、社会の成熟化に伴う人々の要求や価値観の多様化がある。人々は、画一的なサービスには満足しなくなっており、「自己実現」や「生きがい」といった個別的で多様な価値が求められるようになってきている。

イ 住民や企業による社会貢献活動の発展

民間非営利団体やボランティアによる社会貢献活動

従来型の社会システムにはこのような限界が見られるが、他方、住民の社会参画や自己実現の欲求が高まり、自主的な参加活動を基本とする新しい主体として、問題解決能力を備えた市民セクターが発展してきている。

(市民セクターの活動例)

例えば、福祉の分野では、2000年（平成12年）4月から介護保険制度が導入されたが、民間非営利団体（NPO）が事業者となり、そのネットワークを活かして、地域に密着したきめ細かなホームヘルプサービス等を提供している。また、高齢者や障害者に食事を提供する配食サービスを行うNPOや、病院等への送迎を行う運転ボランティアの活動も注目されている。環境の分野でも、環境NGOが専門性を活かして、地球環境を守るための積極的な政策提言を行っている。教育の分野では、

不登校の子を持つ親たちが、学校法人の設立が制度的に困難な中で、自らフリースクールを設立する例も見られる。そのほか、災害時に無線、医療、建物診断など様々な専門技術を活かし、また自らの労力を提供して被災者の救援を行うNPOやボランティア、都市の繁華街において社会環境の浄化とまちづくりを進めるNPO、地域に伝わる伝統的な催事や芸能の保存に努めるNPO、棚田や里山を保全する取組を進めるNPO、ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為による被害者のカウンセリングや一時保護施設の運営を行うNPO、ホームレスの生活支援を行うNPOなどの活動も注目されている。

これらは、NPOやボランティア（以下「NPO等」という。）の活動の一端を紹介したに過ぎず、実に多種多様な分野・領域・内容で、NPO等の創意を活かした、たくましい活動が展開されている。

（特定非営利活動促進法の施行）

このような住民による社会貢献活動は、阪神・淡路大震災、日本海重油流出事故、地球温暖化防止京都会議などを契機に、社会の注目を集めることとなり、1998年（平成10年）12月には、民間非営利団体（NPO）が、従来の社団法人や財団法人など比べて簡易な手続きで法人格を取得できることを内容とする、特定非営利活動促進法が施行された（参考資料2参照）。これは、住民が自発的に行う社会貢献活動の健全な発展を促進しようとするものであり、公益的な課題に自主的に取り組むNPOがこれからの地域社会を支える重要な担い手の一つであることを社会的に認知したものと言える。2000年（平成12年）12月1日現在、全国で3,021団体が特定非営利活動法人設立の認証を受けている。

また、その活動を更に促進するために、現在、国において、税制優遇措置の在り方について検討されているところである。

（京都府内における活動）

京都府内においても、高齢者や障害者に対する福祉サービス、環境保全、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、国際交流・協力など幅広い分野で社会貢献活動が行われているが、活動している個々の団体の力（組織力や財政力など）は、まだまだ脆弱な状況にある。

企業による社会貢献活動

一方、80年代から90年代にかけて、企業が本来の営利を目的とした活動だけではなく、フィランソロピーやメセナと呼ばれる社会貢献活動を行うようになってきた。これは、産業・社会構造の変革により企業の経済的・社会的影響力が大きくなるに伴い、企業の社会的責任あるいは社会的役割に関心が高まってきたことによるものである。

多くの企業において、福祉、まちづくり、文化、環境、災害救援、地域安全等の分野で、寄付、物品等の寄贈、チャリティ・コンサートの開催、労力の提供などの形で社会貢献活動が行われている。また、従業員の社会貢献活動を支援するため、ボランティア休暇の制度化、活動費の助成、施設・設備等の開放などの取組が行われている。さらに、社員が福祉施設等に寄付をする際に、企業もそれに合わせて寄付をする、マッチング・ギフト制度も行われるようになってきている。

(参考) NPOの特徴と活動類型

NPOについて世界的な研究に取り組んでいる米ジョンズ・ホプキンス大学のレスター・サラモン教授によれば、NPOは次の6つの特徴を有する組織であるとされている。

フォーマルな組織性 = 正式に組織されたものであること

民間性 = 組織として政府から独立していること

非営利性 = 利益を組織関係者に配分しないこと

自己統治性 = 自己管理する力があること

自発性 = 組織の活動や管理に関して自発的な参加があること

公益性 = 公共の利益に奉仕し、寄与するものであること

そして、NPOはその活動内容により、「サービス提供型」、「政策提言型」、「中間支援型」などに大別される。このうち、「中間支援型のNPO」とは、個々のNPOをサポートする機能や、行政、企業、他の中間支援団体、大学・研究機関などとの橋渡し（中継・仲介）機能を有するNPOをいう。（詳細については後述参照）

(2) これからの社会

これからの社会では、少子・高齢化、経済のグローバル化、高度情報化、国際化等が更に進展し、解決困難な問題や課題が増加することが予想される。このような中で、NPO等や企業が行う社会貢献活動の意義・役割が、なお一層重要性を増すことになると思われる。

そこで、これからの社会のありようについて、社会貢献活動との関わりでごく簡潔に展望しておくこととする。

ア 個人が自立した社会

これまでの社会においては、公共サービスの提供主体は主に行政であり、住民は専らその受け手になりがちであった。しかし、これからの社会では、個人の自立と自己責任が重視され、住民が主体的に公共サービスを利用するようになるとともに、住民自らが多様なニーズに対応する公共的サービスの提供主体となって、社会に貢献する動きが広がっていくものと思われる。

また、住民自らが公共的サービスの提供主体となることは、その活動を通じて住民が自己実現を図るとともに、社会的課題の解決と地域社会づくりに主体的に参画していくことでもあり、地域のことは地域の個性や主体性を発揮して、地域自らの責任で決定していくという、自治・分権型社会の形成にもつながっていくこととなる。

イ パートナーシップ型社会

個人が自立した社会においては、個人と組織の間の新しいルールが必要になるとともに、組織間相互の新たなルールも必要となる。即ち、社会貢献活動に関する社会状況の変化に応じて、行政・企業・NPO等は、それぞれの役割分担を見直すとともに、それぞれの特性を活かしつつ、パートナーシップの考え方に立って協働・連携する関係になっていくこと——すなわち、より質の高い地域社会の実現をともにめざすパートナーとして、対等の関係で協働していくこと——が必要となる。

本提言では、こうした時代背景及び将来展望を踏まえ、これからの21世紀社会において、NPO等や企業などが行う社会貢献活動の果たす役割の重要性にかんがみ、その自主的・自立的な活動を促進させるための方策について、検討することとする。

（参考）新しい「公」の概念とNPO

個人の価値観がより自由や多様性を求めるようになると同時に、個人の自己責任意識が高まる。こうした意識変化が進むと、「公」のことは「官」に任せればよいとの風潮が薄れ、個々人が社会全体に貢献しようという新しい「公」の概念の確立につながる。

新しい「公」の概念は、個人の帰属する場が多様化することにより、個人と社会とを結ぶチャンネルが増えることを通じてより強固になる。とりわけ、個人の自発的な参加によって創られる人的ネットワークとしてのNPOは、個人が「私」を活かすことによって「公」を育てる有力なコミュニティーとなり得る。

（経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針（1999年7月閣議決定）から抜粋）

(3) 社会貢献活動の定義、意義、役割

【定義】

社会の利益につながる活動には、これまで自発性、非営利性、無償性などを原則とする「ボランティア」という言葉が広く使われてきた。しかし、この言葉は、先に述べたように、自発的な意志に基づく個人の社会に貢献する活動を意味する場合もあれば、社会に貢献する活動を行う個人を意味する場合もある。また、最近では、有償ボランティアといった言葉も使われるようになってきている。このように、「ボランティア」のとらえ方も、社会環境の変化やサービスを受ける人の意識の変化などから大きく変わってきており、具体的なイメージは、一人ひとり違っているのが現状である。

一方、「NPO活動」や「市民活動」といった言葉も使われている。しかし、活動主体をNPOや市民に限定することなく、NPOやボランティア、企業など様々な主体が協力し合って、社会に貢献する活動を行っていくことが重要であると思われる。

そこで本提言では、対象とする活動を「社会貢献活動」と呼び、NPOやボランティア、企業などが自主的、自発的に行う、一定の公益的目的を有する社会参加活動と定義することとした。

【意義】

行政が提供する公共サービスには、税を主たる財源としていること等から、公平性・平等性・均一性・手続性などの特徴があるが、社会の複雑化や住民の価値観の多様化が進む中で、行政による公共サービスのみで社会的課題の解決や住民ニーズへの対応を行うことは困難になってきている。

こうした中で、迅速で柔軟性・効率性に優れた企業サービスのほか、社会貢献活動によって供給される、機動性・柔軟性・先駆性・多様性などの特徴を持つボランティア活動及びサービスが注目されてきている。

（参考）行政の行動原理とNPO等の行動原理

阪神・淡路大震災の際、ボランティアの活動が社会的に評価される一方で、行政の対応がマスコミ等の厳しい批判を受けたことは記憶に新しい。

これは、行政職員が怠慢であったからということではなく、行政の基本原理である公平性や平等性ということが、震災という緊急時にマイナスに働いたことによるものである。

すなわち、「全体の奉仕者」として公平・平等に援助活動を行うためには被害全体を把握する必要があるが、これができない、あるいはしては間に合わない緊急時には、行政は組織としての機動性を発揮しにくく、逆にこういった行動原理にとらわれないNPOの方が、はるかに柔軟で機動的に活動できたということである。

【役割】

社会貢献活動には、以下のような様々な役割が期待されている。

公共的サービスを提供する役割

社会貢献活動には、住民の多様化してきたニーズに対して、行政では提供できない公共的サービスや、行政よりも相対的に質が高くなったり、効率的になる公共的サービスを提供するという役割が期待される。

新たな地域社会をつくる役割

社会貢献活動には、自治会や町内会等がこれまで行ってきた地縁活動と相まって、自発的で自由な参加動機や選択できる参加形態など、従来の地縁活動とは異なる行動原理で、地域社会をつくっていく役割が期待される。

住民のコーディネート役、学習機関としての役割

社会貢献活動には、それに参加することを通じて、住民と住民、行政と住民、企業と住民などの間の交流を促進し、学習機会を提供していく役割が期待される。

住民の多様な意見やニーズを汲み上げ、社会に反映させる役割

社会貢献活動には、様々な住民の要求に応えることで、問題を顕在化させ、社会に反映させていく役割が期待される。

専門性を生かし、企業や行政に提案・提言を行う役割

社会貢献活動には、その活動を通じて得た情報や専門的知識を生かし、企業に対して新たな商品開発に関する提案を行ったり、行政に対して政策提言を行う役割が期待される。

社会を変えていく先導的な役割

社会貢献活動には、先駆性を活かした活動を行うことにより、社会に新たな刺激をもたらす、社会を変えていく先導的な役割が期待される。

社会を点検・評価する役割

社会貢献活動には、その活動を通じて、行政や企業を含めた社会の仕組みを点検・評価し、住民に対して情報を提供していく役割が期待される。

社会参画や自己実現の場を提供する役割

社会貢献活動には、それに参画することを通じて、自己の思いを実現できる場を提供する役割が期待される。余暇時間の増加や高齢化が進展する時代にあって、真の豊かさや生きがいをもたらす活動として注目される。

新たな雇用の場を創出する役割

社会貢献活動には、その活動が発展することにより、新たな雇用を生み出す役割が期待される。働くことが社会貢献活動につながることから、企業で働くときとは違ったやりがいや働きがいを得ることが期待できる。

2 京都府における社会貢献活動の現状と課題

(1) NPO等の現状と課題

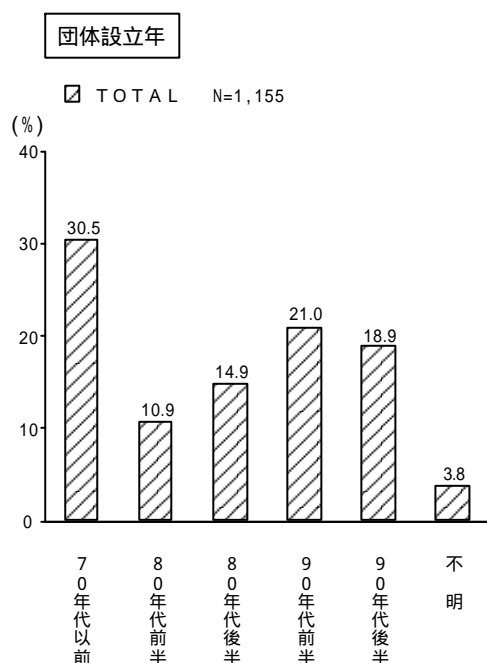
ア 京都府におけるNPO活動実態調査

京都府が、1999年度（平成11年度）に、「継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体で、法人格を有しない」府内のNPOを対象に、その活動実態や課題・ニーズを把握するために行った「京都府におけるNPO活動実態調査」（以下「実態調査」という。）の結果、次のような特徴が明らかになった。

なお、実態調査では、市町村及び関係機関を通じて把握した府内のNPO 4,214団体から、2,000団体を抽出してアンケート調査を実施し、1,155団体から回答が得られた。

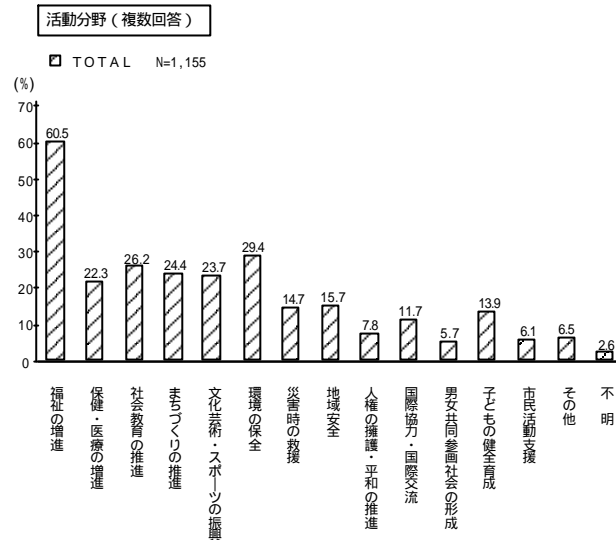
・団体設立年

団体設立年では、「70年代以前」が30.5%、「80年代」が25.8%を占める。一方、「90年代前半」が21.0%、阪神・淡路大震災があった95年以降の「90年代後半」が18.9%と、90年代以降に設立された団体が4割近くを占め、比較的新しい団体が多い。



・活動分野（複数回答）

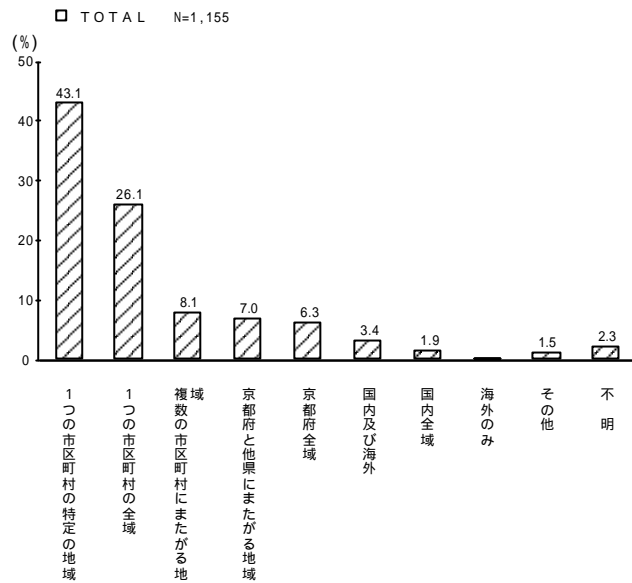
団体の活動分野では、「福祉の増進」が最も高く60.5%を占め、以下、「環境の保全」29.4%、「社会教育の推進」26.2%、「まちづくりの推進」24.4%、「文化芸術・スポーツの振興」23.7%、「保健・医療の増進」22.3%と続く。



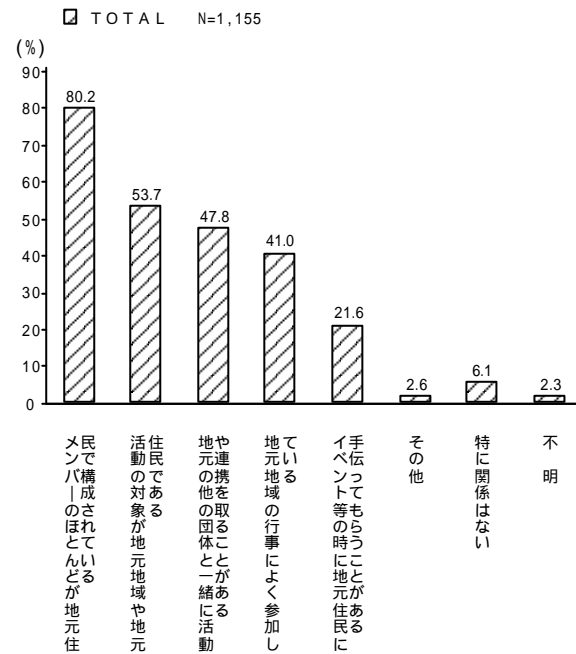
・活動範囲等

活動地域が「1つの市区町村内」となっている団体が、全体の約7割を占めている。また、「メンバーのほとんどが地元住民で構成されている」団体が80.2%、「活動の対象が地元地域や地元住民である」団体が53.7%となっているなど、地元に着した活動を行う団体が多いことがうかがえる。

活動範囲

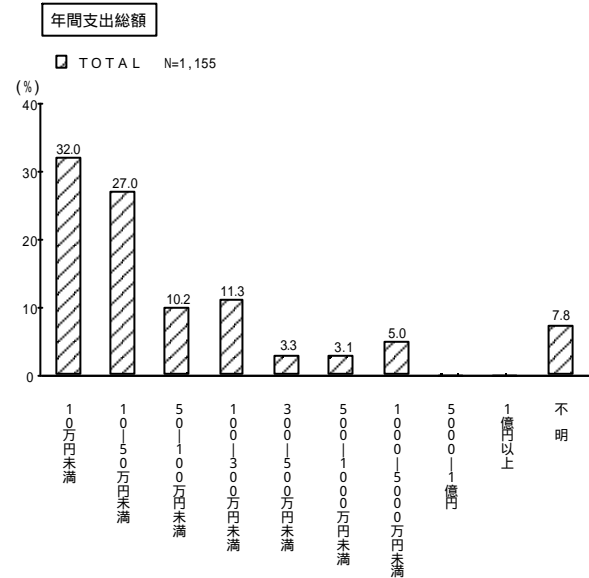
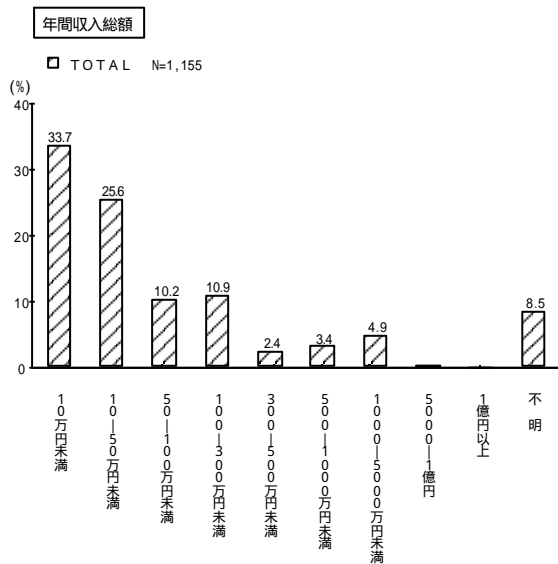
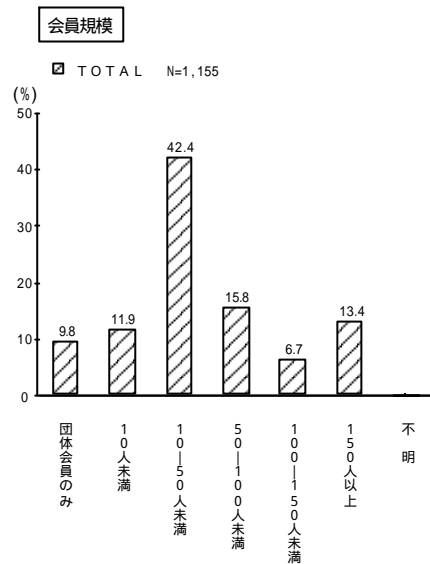


地元地域との関係（複数回答）



・組織、財政規模

会員規模については、「50人未満」が5割を超えており、また、財政規模についても、年間収入総額・支出総額ともに「10万円未満」の団体が3割強を占めており、最も多くなっている。



・収入源の割合

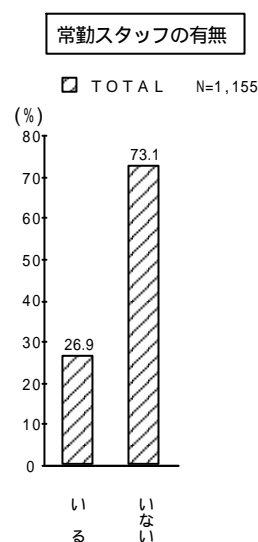
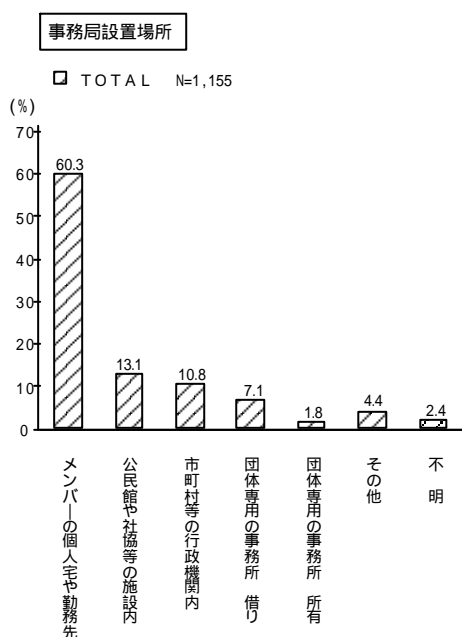
活動収入源の平均割合については、「会費や会員の個人負担等の自主財源」が44.8%と最も高く、次いで、「行政や財団、第3セクター等からの補助金・助成金」が28.6%を占めている。一方、「事業収入」が7.8%、「行政や第3セクター等からの業務委託」が4.1%と、事業系の収入は少ない。また、「民間その他の助成金」や「寄付金」も、それぞれ5.6%、4.2%と少なくなっている。

(%)

	N	0%	1~20%	21~40%	41~60%	61~80%	81~99%	100%	平均
会費等の自主財源	966	24.7	15.8	10.4	12.9	12.3	7.8	16.0	44.8
事業収入	966	73.0	15.6	5.7	2.6	1.1	0.9	1.0	7.8
行政や第3セクター等からの業務委託	966	91.6	2.6	2.1	0.9	0.6	0.6	1.6	4.1
行政や第3セクター等からの補助金・助成金	966	43.1	16.5	11.6	8.8	8.0	3.9	8.2	28.6
民間、その他の助成金	966	84.0	7.9	3.0	2.3	1.4	0.0	1.4	5.6
寄付金	966	79.6	15.7	2.1	0.9	0.8	0.2	0.6	4.2
その他	966	88.8	4.9	1.8	1.0	1.0	0.5	2.0	4.8

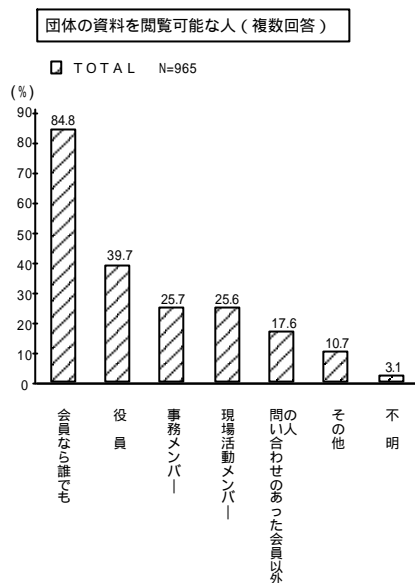
・事務局体制

事務所を「メンバーの個人宅や勤務先」に置いている団体が、約6割を占めている。また、常勤スタッフを有する団体は、全体の約4分の1にすぎない。



・情報公開（複数回答）

作成している活動資料を外部に公開している団体は17.6%となっている。

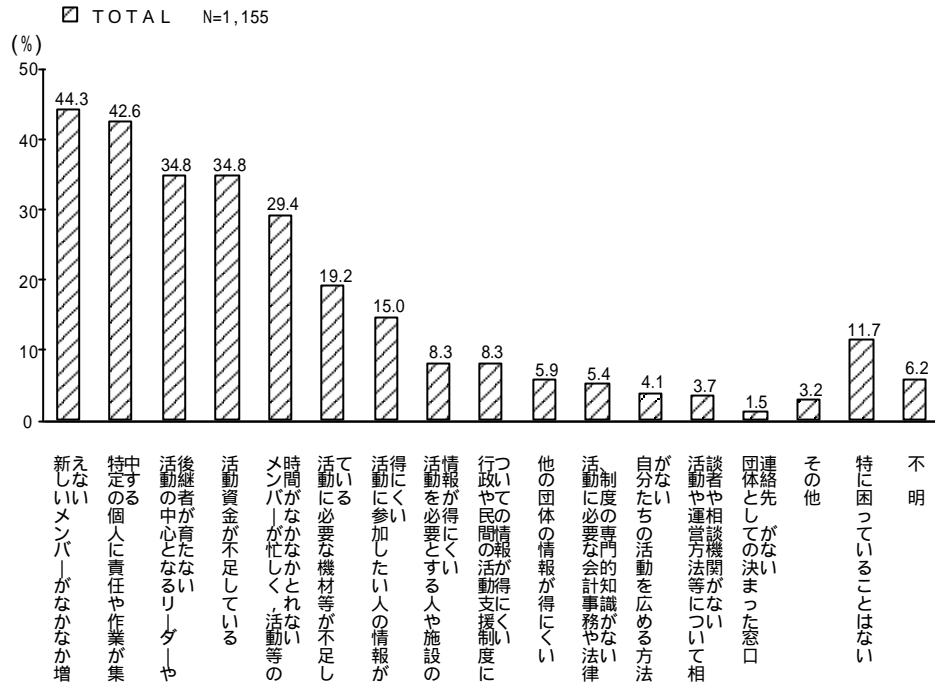


・活動上の諸問題（複数回答）

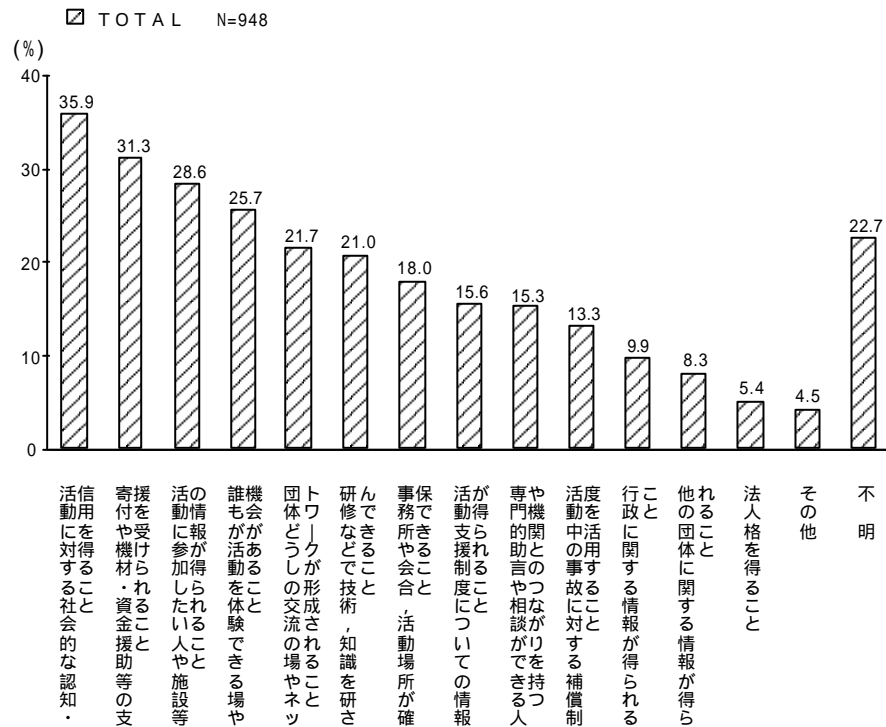
活動を行う上で困っていることは、「新しいメンバーがなかなか増えない」が44.3%で最も多く、次いで「特定の個人に責任や作業が集中する」が42.6%、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」「活動資金が不足している」が、ともに34.8%となっている。

また、問題解決のために必要な社会的仕組みについては、「活動に対する社会的な認知・信用を得ること」が35.9%と最も多く、以下「寄付や機材・資金援助等の支援を受けられること」が31.3%、「活動に参加したい人や施設等の情報が得られること」が28.6%、「誰もが活動を体験できる場や機会があること」が25.7%となっている。

活動上、困っていること（複数回答）

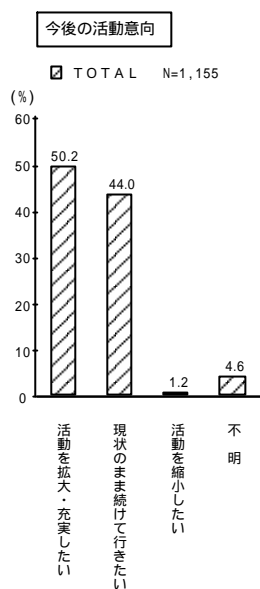


問題解決のため必要な社会的仕組み（複数回答）



・今後の活動意向

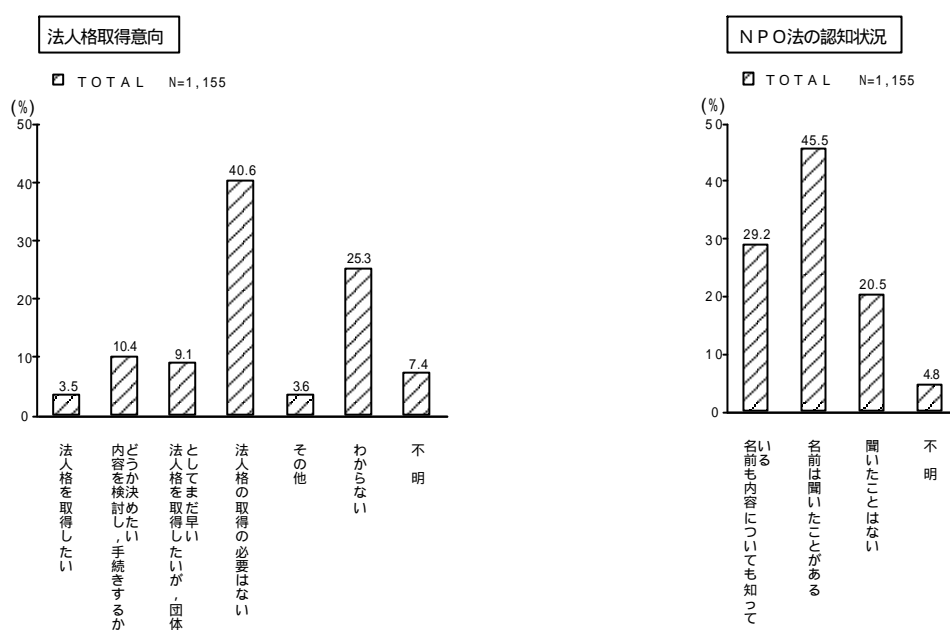
「活動を拡大・充実したい」とする団体が50.2%と半数を占めるが、「現状のまま続けていきたい」とする団体も44.0%を占めている。



・特定非営利活動促進法に基づく法人格の取得

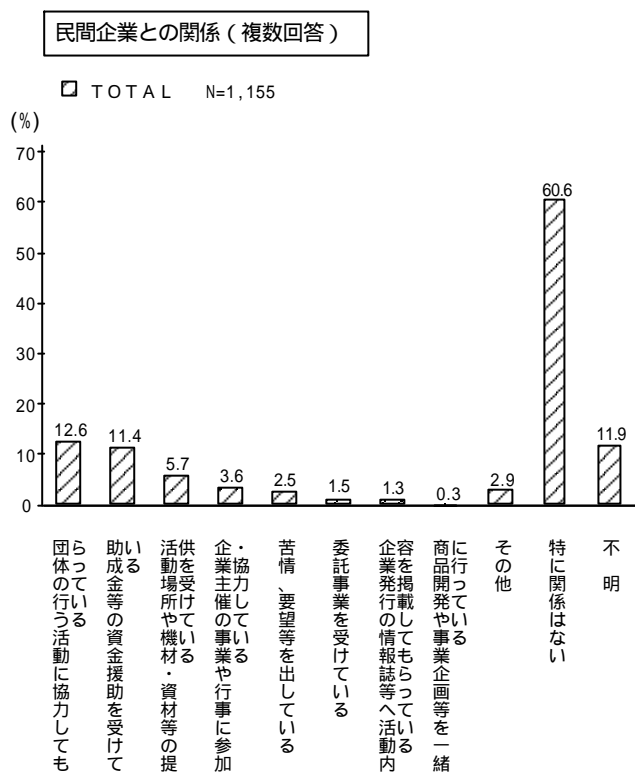
「法人格を取得したい」が3.5 %、「法人格を取得したいが、団体としてまだ早い」が9.1 %あり、合計12.6%の団体が法人格の取得の必要性を感じている一方、「法人格の取得の必要はない」が40.6%を占めている。

また、特定非営利活動促進法について、「名前も内容についても知っている」が29.2%、「名前は聞いたことがある」が45.5%、「聞いたことはない」が20.5 %となっている。



・民間企業との関係（複数回答）

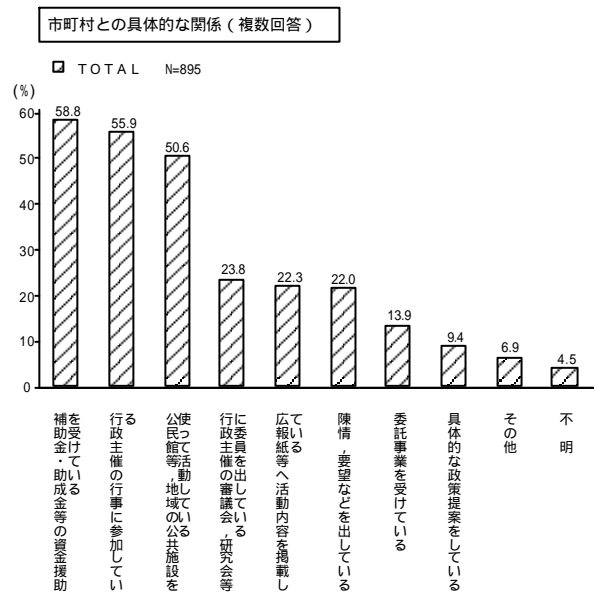
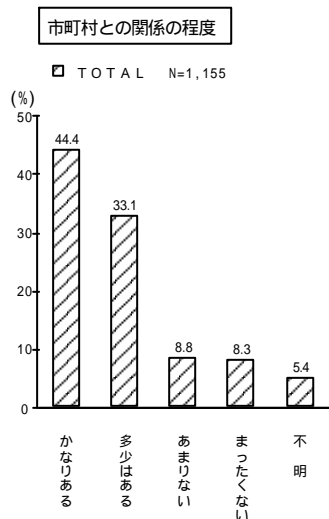
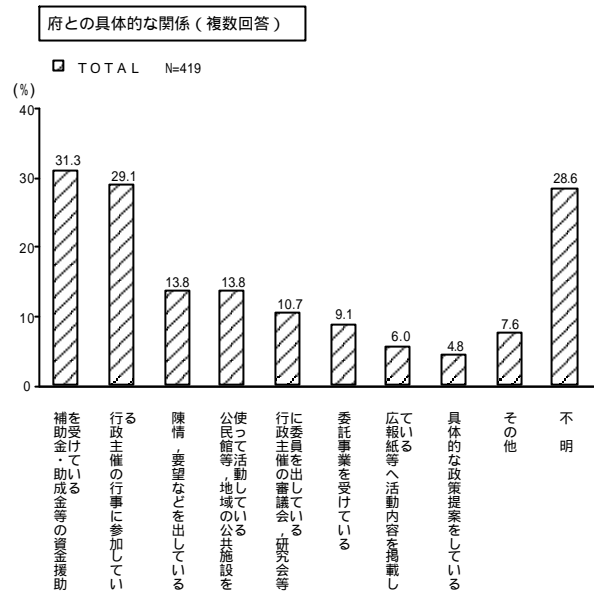
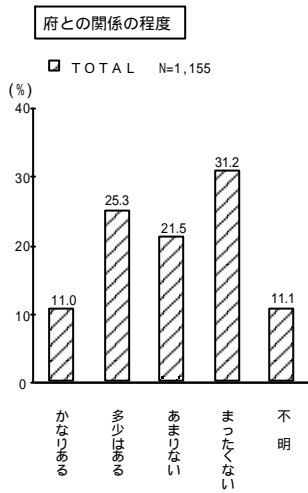
民間企業との関係は、「特に関係はない」が60.6%と最も多くなっている。関係がある中では、「団体の行う活動に協力してもらっている」が12.6%、「助成金等の資金助成を受けている」が11.4%、「活動場所や機材・資材等の提供を受けている」が5.7%となっている。一方、「委託事業を受けている」や「商品開発や事業企画等を一緒に行っている」は、それぞれ1.5%、0.3%と少ない。



・行政との関係

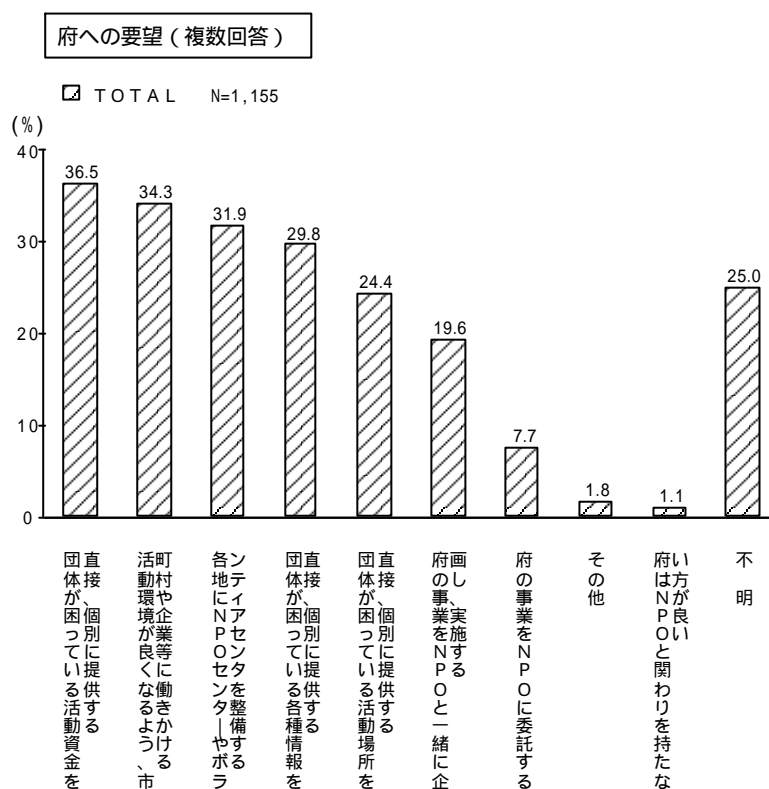
京都府との関係の程度については、「かなりある」が11.0%、「多少はある」が25.3%で、その内容では、「補助金・助成金等の資金援助を受けている」が31.3%と最も多くなっている。

一方、市町村との関係の程度については、「かなりある」が44.4%、「多少はある」が33.1%と多く、地元密着型の傾向がうかがわれる。そして、その内容では、「補助金・助成金等の資金援助を受けている」が58.8%と、最も多くなっている。



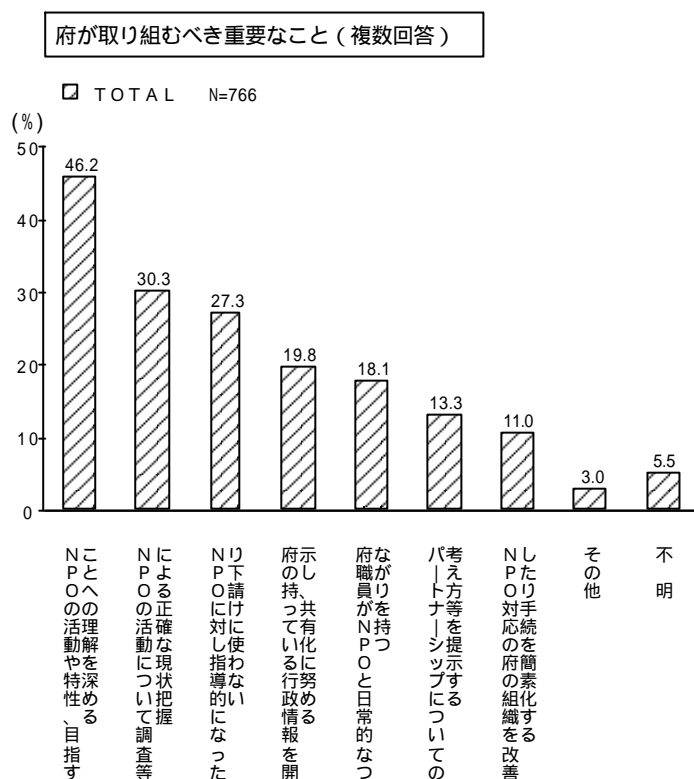
・京都府のNPOへの望ましい関わり方（複数回答）

京都府のNPOへの関わり方で望ましいものとしては、「団体が困っている活動資金を直接、個別に提供する」が36.5%、「活動環境が良くなるよう、市町村や企業等に働きかける」が34.3%、「各地にNPOセンターやボランティアセンターを整備する」が31.9%、「団体が困っている各種情報を直接、個別に提供する」が29.8%などとなっており、京都府への要望は比較的分散する傾向にある。



・パートナーシップの形成のために京都府が取り組むべきこと（複数回答）

パートナーシップ形成のために京都府が取り組むべきことは、「NPOの活動や特性、目指すことへの理解を深める」が46.2%と最も多くなっており、次いで、「NPOの活動について調査等による正確な現状把握」が30.3%となっている。



・圏域別特徴

【京都・乙訓地域】

京都・乙訓地域の団体は、設立年（平均）が最も古いほか、常勤スタッフを有する団体や専用の事務所（賃貸を含む）を持つ団体の比率が他の圏域よりも高いことから見て、組織的にしっかりした団体が多いことがうかがえる。

また、活動の面から見ても、会員規模、財政規模ともに、他の圏域よりも大きな団体の割合が高く、活動の範囲もより広域的な団体の割合が高い。

さらに、今後の活動意向として、「もっと拡大充実させたい」とする団体や、法人格の取得意向の強い団体の割合が他の圏域よりも高く、積極的活動意向がうかがえる。

【南山城地域】

南山城地域の団体は、設立年（平均）が最も新しく、90年代後半にできた団体が最も多くなっている。

また、北部地域に次いで小規模な団体が多い。

【中部地域】

中部地域の団体の特徴としては、「行政や社会福祉協議会等の呼びかけでできた」団体が4割を超え、市町村との関係の程度について「かなりある」と答えた団体が5割を超えているほか、行政との関係意識については、「行政は団体の指導的立場にある」とした団体の割合が他の圏域よりも高くなっているなど、行政と関係の深い団体が多い傾向がうかがえる。

【北部地域】

北部地域の団体は、財政規模の小さな団体の占める割合が高く、常勤スタッフを有する団体の割合が低い。また「メンバーのほとんどが地元住民で構成され」、「サービスの対象が地元住民である」とする団体が多いなど、地元密着型の団体が多い姿がうかがえる。

今後の活動意向でも、「現状のまま続けていきたい」とする団体が5割を超え、活動の拡大を望む団体は少ない。

イ 近年の活動状況

京都府においては、町衆に代表されるように住民の自治意識や共助意識が強く、住民自らが主体的に社会に参画するとともに、ともに助け合い、支え合って生活してきた歴史がある。

最近では、従来からの社会福祉協議会・ボランティア協会などを中心としたボランティアや、大学の街・京都らしい学生ボランティア等の活動に加え、阪神・淡路大震災や日本海重油流出事故を契機とした防災などのボランティア活動、さらには地球温暖化防止京都会議を契機とした環境N G Oの活動など、先進的な取組が生まれてきている。

特定非営利活動促進法に基づく法人の設立認証についても、2000年(平成12年)12月1日現在で、93団体から申請があり、うち76団体の認証がなされている。そして、その中にはN P Oを支援するN P Oである「きょうとN P Oセンター」なども含まれている。また、人口百万人当たりの法人の認証数を見ると、全都道府県中、第5位となっている(参考資料3、4参照)。

このような前進面とともに、N P Oの多くが未成熟な段階にあり、行政依存型の活動や意識も見受けられる。

また、法人認証申請件数や団体の規模、社会貢献活動に関する情報量・意識などにおいて、京都市域とその他の地域との間に格差が見られる。

(2) 社会貢献活動に関する府民の意識

1996年度（平成8年度）に京都府が実施した府民の意識調査（府内に居住する満20歳以上の男女計3,500人に対してアンケート調査を実施し、2,191人から回答があった。）によると、ボランティアに関する意識は次のとおりであった。

ボランティア活動の経験

ボランティア活動の経験については、経験のある人は22.5%であり、約4人に1人となっている。

ボランティア経験のある人にその種類を問うと、「自然保護、環境美化などの環境ボランティア」が39.6%と最も多く、次いで「高齢者や障害者の介助などの福祉ボランティア」29.4%、「地域おこしや地域の犯罪予防などの地域活動ボランティア」24.5%と続いている。

ボランティア経験のない人のうち、51.0%の人が何らかの形でボランティアに参加する意向を持っているが、一方「したくてもできない」とする人も37.1%いる。

ボランティア活動をしたくてもできない理由としては、「仕事や育児で時間がないから」が46.4%と最も多く、「体力に自信がないから」「手助けする技術や知識がないから」「きっかけとなる情報がないから」「けがをしたり他人にさせた場合に補償がないと思うから」などの理由が続いている。

ボランティア活動の推進策

ボランティア活動推進策として求められているのは、「活動中の事故に対する保険制度の整備・援助」の52.9%が最も多く、半数を超えている。次いで「活動先の情報などが得られるシステムづくり」41.5%、「活動に対する報酬や交通費など実費の負担に対する支援」31.2%となっている。

3 社会貢献活動を活性化させるための基本的な考え方

(1) パートナーシップの重要性

「1 今なぜ社会貢献活動か」で述べたように、今日の社会を支える担い手として、行政、企業、NPO等を挙げるができる。

行政は、法に基づき公平・平等を原則に、均一で安定したサービスを大量に提供し、企業は、利潤追求を原則に、対価に応じた多様なサービス、とりわけ専門的で高度なサービス等を提供してきた。そして、これまでの日本は、主にこの2つのセクターの活動により成長・発展を遂げてきた。

しかし、今後ますます複雑・多様化していくであろう社会ニーズに対応していくためには、行政、企業とともに、自主性、柔軟性・機動性等を活動の原則とし、個々のニーズに合わせたきめ細かなサービスの提供等を得意とするNPO等に大きな期待が寄せられている。NPO等が更に力を付け、三者がそれぞれバランスよく機能していくことが望まれるところである。

ア 行政とNPO等との関係

役割分担の見直し

行政とNPO等は、ともに公共的・社会的な側面を持っており、これまで行政が担ってきた公共サービスを見直し、最適な提供主体を選択していくことにより、多様な主体による多彩なサービスが提供されることになる。そのためには、それぞれがお互いの特性を生かせるよう、役割分担の在り方を見直していく必要がある。

その場合、行政とNPO等とは並列・対等の立場でお互いに補完し合うものであるということを基本に、「本来的にどちらが担当すべきか」、「担当することが可能か」、「どちらが担当した方が効率的か」といった視点に立って、個々の役割分担を考えていくことが必要である。

そして、今後、行政とNPO等が、ともに公共的サービスを提供していく場面では、互いにパートナーであることを認識し、協働していくことが重要である。

新しいパートナーシップの構築

これまでの行政と民間との連携関係において代表的なものに公益法人の活動があるが、行政は、ややもすれば公益法人を行政活動の一環として取り込み、行政の方針に沿って指導する傾向が見られた。一方、公益法人の側も、行政に依存す

る傾向が見られた。

しかし、真のパートナーシップを構築するためには、相互に上下の関係を付けることなく、ある程度の緊張関係を保ちながら、信頼関係に基づいた良好なパートナーシップを構築していく必要がある。つまり、行政とNPO等との関係を支援者と被支援者としてではなく、対等なパートナーとしてとらえ、行政は、その価値観でNPO等を指導・誘導することがないように配慮する必要がある。

また、行政とNPO等の間に情報の偏りがあっては、良好なパートナーシップを構築することはできない。このため、行政は情報公開を一層進めていく必要がある。他方、独自のネットワークを有するNPO等の方が詳細な情報を有する場合もある。NPO等の側も行政に情報を提供しながら、お互いの情報を共有していくことが大切である。

また、協力的な団体とのみ関係を持つのでは、真のパートナーシップを構築することはできない。行政と多様な価値観を持つNPO等とが、「オープンな議論」と「納得と合意による意思形成」を図っていくことが、これからの関係の持ち方の基本となる。

イ 企業とNPO等との関係

異なるセクターであり、社会的使命も異なる企業とNPO等とが、対等な関係でパートナーシップを構築するには困難な面も多い。しかし、企業にとっては、その経営戦略上から、また社会の一員（企業市民）としての役割から、情報やノウハウを有するNPO等と協働することには意味がある。また、NPO等にとっても、豊かな物的・人的資源を有する企業との協働には多くのメリットがある。

ただ、現実問題として、企業からNPO等に対して一方的にメリット（資金等）を提供する場面が圧倒的に多く、NPO等の側からの支援は質量ともにまだまだ未成熟の状況にある。

今後は、NPO等が力を付け、企業の新商品開発に提案を行ったり、従業員の社会貢献活動に協力するなど、NPO等の側からも積極的に資源の提供を行うことが望まれる。そして、互いの特性を生かし、相互に補完・協力し合えるような関係を構築していくことが重要である。

なお、パートナーシップを構築する上で重要となる事柄を整理すると、以下のようになる。

共通の目的意識

目指すべき目標を共有する。

自立、対等の関係

互いに自立し、支配・被支配の関係にならず、対等の関係を維持する。

相互の立場の尊重、批判の受容

互いの価値や能力を理解・尊重するとともに、相互に批判を受け入れる。

相互補完の関係

異なる特性を活かして、互いに補完することで成果を上げる。

情報公開と透明性の確保

相互理解の促進のために、情報を公開し、透明性を確保する。

(参考) パートナーシップの類型

事業型

NPO等と行政や企業がパートナーシップに基づき事業を実施するもので、次のようなものがある。

・ 共催、共同実施など

NPO等と行政や企業が共同（協働）で事業を実施するもの。それぞれ対等の立場で、役割分担を明確にしながら参画するもので、実行委員会形式をとる場合が多い。

・ 補助や委託など

NPO等が実施する事業に対し、行政や企業が補助や委託などを通じて資金提供を行うもの。従来は支援関係としてとらえられてきたが、今後は、共通の目的を達成するための、より効果的な手法として位置付けられるべきである。

・ 後援等

行政や企業がNPO等の事業に対して後援等を行い、信用を保証するもの。逆に、NPO等が行政や企業に後援することで、市民性を保証する場合もある。

相互補完型

それぞれの専門分野での特性を活かした連携を図るもので、NPO等の専門知識を活かして企業が商品開発を進めるといったケースが考えられる。

提案型

NPO等の高度な専門知識や、地域に密着した活動で蓄積された情報に基づき行政や企業に対して政策や企画を提案するものである。

ウ NPO等との協働事業の在り方

行政、企業、NPO等がパートナーシップに基づき協働して事業を実施する場合には、それぞれが特性を活かした形で役割分担していくことのほか、特に次の事項に留意しながら事業を進めていく必要がある。

NPO等に必要とされる資質等

NPO等が行政や企業と協働事業を行うには、組織力、事業遂行能力、専門性、継続性などについて、事業にふさわしい資質・能力が必要となる。

協働を行う段階

協働関係は、実施段階だけでなく、構想から評価までの各段階で組み立てることが望ましい。

すなわち、構想段階では、NPO等からアイデアを聞くことにより、行政や企業にはない発想や違った角度からの構想を練ることができる。調査段階では、地域に密着したNPO等の情報や知識を活かし、潜在的なニーズ等を把握することができる。立案段階では、NPO等の参画により、多様な考え方をプランに反映させることができる。評価段階では、NPO等も加わることで、より客観的な評価をすることができる。

協働事業の成果の点検

協働事業が推進されるには、その成果（メリット、デメリット）を相互に客観的に分析し、次の協働事業に活かすシステムの構築が必要である。

(2) 行政、NPO等、住民、企業に期待されること

行政、NPO等、住民、企業には、それぞれの役割に応じた取組が期待されており、お互いの役割分担を意識するとともに、連携を図りながら社会貢献活動を積極的に支援していくことが期待されている。

【行政に期待されること】

NPO等に対する理解

NPO等とのパートナーシップを構築するためには、まず、NPO等に対する理解を深めることが大切である。そのため、職員研修や各種の会議等を通じて、社会貢献活動の意義やNPO等の役割などについて常に考える機会を持つことが期待される。

NPO等が活動しやすい条件整備

行政は公共サービスの主たる担い手であったが、複雑・多様化した現代社会において、行政が全てのニーズに応えることは困難であり、分野や内容に応じて、NPO等や企業と役割分担しながら、これらのニーズに応えていくことが期待される。

このため、行政は、NPO等や企業が社会貢献活動をしやすい条件整備を行うことが期待される。

NPO等との協働事業の推進

行政は、NPOとの協働による事業を推進する立場から、その仕事を事業委託等の形式で、事業遂行能力のあるNPOに任せていくこと等の取組が期待される。

また、NPO等との情報の共有を前提として、行政の政策立案・実施等に際して、NPO等の意見や提言を反映させるようなシステムづくりも期待される。

国、都道府県、市町村の役割

国、都道府県、市町村には、それぞれの機能に応じ、次のような役割が期待される。

(国の役割)

国には、NPOに対する法の整備や優遇税制などの制度的な支援や、地方公共団体が行う社会貢献活動支援施策への支援、全国規模や国際的な活動団体に対する支援などの役割が期待される。

(都道府県の役割)

広域的な行政を推進する立場にある都道府県には、特定非営利活動法人の認証及びその運営に係る指導監督等の事務のほか、広域的な活動基盤・環境の整備や、市町村や中間支援団体が行う社会貢献活動支援施策への支援などが期待される。

（市町村の役割）

住民と最も密接な関わりを持つ市町村には、地域におけるNPO等のネットワークの構築や公共施設及び機器の提供といった、地域に密着したNPO等への、地域の実情に則したきめ細かな支援が期待される。また、これらの取組を進める上で、社会貢献活動やNPOの担当窓口を設置することが望まれる。

【NPO等に期待されること】

自立自助の努力

「1 今なぜ社会貢献活動か」で述べたように、NPO等は新たな市民セクターの担い手として、その役割が期待されているところであるが、現状ではまだ発展途上期ということもあり、期待に応えられるだけの組織力・財政力等を備えている団体は少ない。

そこで、組織力・財政力等の向上が望まれるが、その際、NPO等の特性である、自主性・自立性などを失わないためには、自立自助の努力が必要である。

自己評価・外部評価と情報公開

NPO等が社会的信用を確保していくためには、自らに対する自己評価を適正に行うとともに、積極的に情報公開を行っていくことにより、自らを外部評価にさらしていくことが期待される。

（参考）NPO等の自己評価、外部評価

NPO等の活動については、企業にとっての株式市場のように活動結果を評価するシステムがなく、活動の質を維持向上させるには、意識的に様々な評価を行っていくことが不可欠となる。

評価には、内部評価である自己評価と外部評価の2種があり、事業内容を良く知る内部の者により具体的・現実的な評価ができるという意味では「自己評価」が優れているが、客観性を担保できるという意味では「外部評価」が優れている。両者を組み合わせて評価を行っていくことが望ましい。

評価は、組織面・事業面・財務面・情報公開面など様々な観点から行うことが望ましく、評価内容をできるだけ客観化するため、点数化などの方法を原則とすべきであろう。そして、評価結果を積極的に公開することが、社会的信用の獲得につながるものと思われる。

中間支援団体の役割

NPO等の自立自助の努力をサポートする存在として、同一セクター内の存在である中間支援団体（NPOを支援するNPO）の役割が重要となる。全国的にも、従来からの社会福祉協議会等に加え、各地にNPOセンターができており、こうした中間支援団体において、相談・コーディネート、情報提供、交流、人材育成など様々な活動を充実させることが、NPO等第3セクター発展のカギとなる。

（参考）中間支援団体

非営利セクターが発展するにつれ、NPOをサポートし、また行政や企業、他の中間支援団体、大学等との橋渡し（中継・仲介）をするNPOである中間支援団体が生まれてきている。

< 意義 >

多くのNPOが組織的・財政的に未成熟な状況にあるが、NPOである中間支援団体がNPOを支援することにより、団体の自主性や自立性を損なわずに、その活動を促進することができる。そういうことから、NPO自身がNPOを支援する中間支援団体の発展が望まれている。

< 形態 >

中間支援団体の中には、分野別の支援団体と分野を越えた総合的な支援団体がある。将来的には、サービス提供型や政策提言型など形態別の中間支援団体が増加することも予想される。

なお、中間支援団体には、狭義のNPOの場合と、社団法人、財団法人や社会福祉法人などの場合がある。

< 機能 >

中間支援団体には、情報の収集・提供、コーディネート、相談、ネットワーク、中継・仲介、人材育成、調査研究、評価など様々な機能が期待されるが、一つの中間支援団体があらゆる機能を備える必要はなく、様々な中間支援団体がその形態や得意分野に応じて重層的に発展していくことが望まれる。

【住民に期待されること】

社会貢献活動への積極的参画

住民は、自立した主体として、ボランティア等の社会貢献活動に積極的に参画することが期待される。

この場合、まず、少しでも社会貢献活動に関わってみることが大切である。時間的な制約から外に出て活動することが困難な場合でも、募金や使用済みの切手・テレホンカードの収集など、自宅でもできる活動がある。何らかの形で社会貢献活動に関わることで、活動への理解が深まり、これを支援する大きな原動力となるであろう。

自治意識の確立

地域のことは地域自らの責任で決定していくという自治・分権型社会においては、住民は、自治意識を高め、その担い手となっていくことが望まれる。

（参考）特定非営利活動促進法の「認証」の性質

特定非営利活動促進法が制定される以前の法人制度では、許可主義、認可主義、準則主義などの方法により法人格が付与されてきた。

- ・許可主義...設立は行政庁の自由裁量（公益法人）
- ・認可主義...法に定める要件を備えていれば、認可を与えなければならない
- ・準則主義...法に定める要件を備えていれば、一定の手続きを経て行政庁の判断なく法人となれる（株式会社、有限会社など）

特定非営利活動促進法においては、「認証」という表現が採用された。これは、原則的に書類により審査し、法定要件に合致すれば認証しなければならないこととなっていることから、「より準則主義に近い認可主義」を採用していると言われている。

このように、特定非営利活動促進法においては、行政庁の判断の余地は極めて狭く、同法による認証は、行政庁の「お墨付き」を意味するものでは決してない。

結局、法人の活動の適否は、法人が開示する情報等を基に、住民自身が判断していかなければならない。

【企業に期待されること】

社会貢献活動の推進

企業の活動については、社会的に有用な製品やサービスの供給、雇用の創出など、本来事業そのものが社会への貢献であり、また、納税義務を果たすことにより十分社会に貢献しているという考えもある。

しかし、企業も社会の一員であり、経済活動を行うに当たっては、企業倫理という観点から公益性に十分配慮する必要がある。さらに、地域社会のメンバーである企業市民として、本来業務を生かした社会貢献活動（例：自動車会社が身体障害者用の車を開発）や、本来業務とは直接関係のない分野での社会貢献活動（例：業務と無関係な福祉団体や芸術文化団体などへの寄付や、ボランティア休暇制度を設け、社員の社会貢献活動への参加を支援・奨励）についても期待されることである。

(3) NPO等の財政基盤の確立についての考え方

(1)で述べたように、社会貢献活動を活性化させるためには、行政・企業・NPO等のパートナーシップの確立が不可欠であり、そのためには三者の自立した対等な関係が必要となる。

しかしながら、現状では、NPO等の多くは組織的・財政的に未成熟の状況にある。今後、NPO等が力を付け、行政や企業と対等な関係になっていくためには、NPO等自身の自助努力とともに、社会全体でNPO等をバックアップしていくことが欠かせない。行政や企業は、独自に、あるいは協働して、情報の提供や活動資金・場所の確保、人材育成などの活動基盤の整備や、活動を支える社会的な環境の整備などの面で、NPO等を支援していくことが必要となる。

特に、財政基盤の脆弱なNPO等が多い中で、資金調達の問題は切実な課題である。そこで、NPO等の財政基盤の確立に係る基本的な考え方について特記することとする。

NPO等の活動を活性化していくためには安定した活動資金が必要であり、そのためには、外部資金の導入と資金源の多様化が求められている。

NPO等自身による自主財源拡大の努力

NPO等にとって、まずなすべきは自助努力である。サービス内容の向上等を図って自らの事業を拡大し、また行政、企業、他のNPO等などから積極的に事業委託を受けることにより、事業収入等、自主財源の増加を図っていくことが望まれる。

また、事業内容や意義を多くの人たちにアピールし、賛同を得て、事業資金を広く募っていくことにも更なる工夫が求められる。

寄付金控除を含めた税の優遇措置の制度化

特定非営利活動促進法の制定時には、法人への寄付者に対する税制優遇措置が見送られ、活動資金を調達する環境が改善されるには至らなかった。今後は、国において、寄付金控除を含めた税の優遇措置が実施されることが望まれる。

また、京都府では、1998年(平成10年)12月に、収益事業を行わない特定非営利活動法人に対して、法人府民税(均等割)の課税免除措置を講じたところであるが、これからも国や他の都道府県の動向等に注意を払いながら、公益法人やNPOに対する、あるべき税制度について研究していくことが望まれる。

さらに、市町村においても、これと同様の対応がなされることが期待される。

融資の円滑化

NPO等が自主的・自立的な活動をしていく上で、金融機関からの融資は非常に大きな力となり得る。

しかし、財政基盤の脆弱なNPO等に、一般企業と同じ融資基準（担保力など）を適用すれば、融資を受けることは難しくなる。

最近、一部の金融機関において、NPO等に対して融資を行う動きが見られるが、公益性の高いNPO等が地域社会の中で自立した活動を継続していくには、NPO等に対する融資が円滑になされる環境整備を図っていく必要がある。

補助金等の見直しと公益信託制度の導入の検討 （補助金等の見直し）

行政や財団法人等が交付する補助金や助成金は、比較的容易な資金調達方法であり、活動分野や事業内容等によっては、効果的な支援となる場合がある。しかし、運用の仕方によっては、外部に対する依存体質を招き、NPO等の自主的・自立的な活動の妨げになるおそれがある。

NPO等へ補助する場合の基本的な考え方としては、NPO等の独立性や自立性を損なわないような配慮が必要となる。そのため、補助する時期は、NPO等の立ち上げ期に重点を置くことが望ましい。また、NPO等が実力を付けるに伴い、委託になじむものについては、徐々に「委託を通じた支援」へとシフトしていくことが望ましい。そして、公益性の高い事業に補助することは言うまでもない。

さらに、手続き上も、公平性・公正性・公開性・透明性等が必要となる。具体的には、交付基準の明確化、審査過程の透明化、活動情報の公開、NPO等の責任の明確化、事業成果の報告と評価等が行われることが必要である。

また、補助する団体を公募方式（複数のNPO等から企画案を提出してもらい、公開の場で説明を求め、競争原理により選択する）により決定する方法も検討していくことが望ましい。

（公益信託制度の導入の検討）

また、財政支援の方法として、行政が一定の財源を金融機関に信託するとともに、民間資金も積極的に活用する公益信託制度も考えられる。これは、システムの運営に係る人件費等の間接経費が節減できるメリットもあり、今後は、これによる資金提供の方策についても検討していくことが望ましい。

業務委託の推進

行政や企業等は、NPO等の自立支援やコストの面から、積極的にNPO等への委託を推進していくことが望まれる。

NPO等が委託を受けるためには、自らの資質・能力を向上させる必要に迫られ、このことは、結果的にNPO等の自立性を高めていくことになる。

その他の財政支援措置の実施

その他、ボランティア保険料の一部助成やNPO等が利用する施設の使用料の減免などの財政支援が考えられる。今後、これらの支援の在り方等についても、検討していくことが望ましい。

財政支援情報の提供

各種の財政支援情報が、個々のNPO等まで届いていないこともあることから、今後、行政や中間支援団体等が協力して、これらの情報をインターネットなどで迅速に提供するシステムを構築していくことが望まれる。

4 社会貢献活動を活性化させるための方策

(1) 京都府における社会貢献活動支援施策の状況

ア 従来からの支援施策

京都府では、これまで、個別の施策目標を達成するために、各種の支援事業が実施されてきたところであり、2000年度（平成12年度）においては、56の支援事業が実施されている（参考資料5参照）。

その特徴は、まず、事業分野としては、福祉の増進、地域安全、まちづくりの推進、子どもの健全育成、環境の保全、文化・芸術・スポーツの振興、社会教育の推進、災害救援などの分野で、支援の取組が行われている。

事業内容としては、人材の確保・育成が最も多く、次いで情報提供、啓発、資金助成、活動場所・機器の提供などとなっている。また、福祉、国際協力、男女共同参画などの分野では、サポートセンターが設置・運営されている。

そして、これらの事業のほとんどが、各部局の縦割り施策の一環として実施されている。

イ 特定非営利活動促進法の制定を契機とした取組

1998年（平成10年）3月の特定非営利活動促進法の成立に伴い、社会貢献活動の支援に係る総合調整の窓口を府民労働部府民労働総務課に定めるとともに、法の施行に必要な事項を規定した施行条例及び施行規則を制定し、また、NPOや市町村などを対象とした説明会を開催するなど、法の円滑な運用を図ってきた。

また、税制上の優遇措置として、収益事業を行わない特定非営利活動法人を対象に、法人府民税（均等割）の課税免除措置を講じた。

さらに、ボランティア国際年を記念して、2001年（平成13年）1月23日に経済企画庁（内閣府）と京都府の共催により、「ボランティア国際年シンポジウム」が京都市内で開催される予定であり、行政やボランティア関係団体による実行委員会が設置され、現在、準備のための取組が進められているところである。

（参考）ボランティア国際年の取組

1997年（平成9年）11月の第52回国連総会において、わが国の提唱により、2001年をボランティア国際年（International Year of Volunteers 2001）とすることが決定された。

これは、全世界で展開されているボランティア活動への理解を深め、活動の環境を整備し、ネットワーク化し、促進することを目的とするものであり、わが国でも、これに呼応し、昨年10月に、NPO等などで「2001年ボランティア国際年推進協議会」が結成された。また、全国各地で記念シンポジウムが開催されるなど、ボランティア活動の推進を図るための様々な取組が行われている。

(2) 京都府が今後実施すべき施策の在り方

京都府においては、本提言を踏まえて、速やかに基本的かつ総合的な方針を策定し、社会貢献活動を促進するための具体的施策を推進していく必要がある。

ア 活動の基盤・環境の整備

【基本的な考え方】

NPO等の自主性、自立性を尊重した支援

- ・ NPO等の自主性、自立性の尊重という観点からは、情報提供など活動基盤や活動環境の整備に重点を置いた側面的な支援が望まれる。
- ・ 補助金等の直接的な支援が必要な場合にも、行政依存にならないよう、執行方法等を工夫する必要がある。
- ・ また、支援時期という点では、NPO等の立ち上げ期に重点を置いた支援が望ましい。

間接支援

- ・ NPO等の自立自助の取組をサポートする中間支援団体などを介した間接的な支援を行うことが望ましい。
- ・ また、京都府における団体の多くが、1つの市区町村域を活動範囲とするなど、地元に着した活動をしていることから、これらの団体に対する支援は、一次的には市町村が行い、京都府は、主に市町村を介した間接支援を行うことが望ましい。

京都府の実態に即した支援

- ・ 京都府の実態として、法人認証件数や団体の規模、社会貢献活動に関する情報量や意識などにおいて京都市域とその他の地域との間に格差が認められることから、広域的な行政を推進する立場にある京都府としては、北中部地域や南部地域において、気運の醸成や情報提供、サポート機能の整備などを重点的に行っていくことが望ましい。
- ・ 一方、京都市域においては、「社会福祉・市民活動総合センター」の整備を進めている京都市などと役割を分担し、相互に連携を図りながら、支援の取組を進めることが望ましい。

NPO等の実態に応じた支援

- ・ 実態調査によると、NPOの多くは小規模で、「活動の担い手」「活動資金」「活動場所(事務所)」「活動機材」「活動に関する情報」「社会的な理解・認知」

等が不足しており、一般的にはこれらに対する支援が必要と考えられる。

- ・ しかし、NPO等の発展段階は様々であり、組織的・資金的に未成熟で事業遂行能力が不足しているものもあれば、逆に組織的・資金的にもしっかりして高い事業遂行能力を有するものもある。また、活動目的や活動内容における公益性の程度なども様々である。

このような現状を踏まえるならば、NPO等ということだけで一律の内容の支援を行うことは適当ではなく、NPO等の発展段階や活動内容に応じた支援を行っていく必要がある。

【具体的な施策の在り方】

施策を実施するに当たっては、その性質や内容等に応じて、京都府が直接行う手法と、市町村や中間支援団体を介して行う手法を適宜選択し、効果的な施策展開を図ることが望ましい。

広報・啓発、気運の醸成

社会貢献活動の盛り上がりや社会的認知はまだ不十分であり、広報・啓発や気運の醸成は、現状では重要な施策の一つである。

その方法としては、広報・啓発パンフレットの作成・配布、活動事例の発表機会の提供や活動事例集の作成、セミナーやシンポジウムの開催、活動に対する顕彰等が考えられる。

情報提供

これから社会貢献活動を行おうとする府民や、他のNPO等との交流を望むNPO等にとって、誰もがアクセスできるような形で、NPO等に関する情報提供を行っていくことは非常に重要である。

人材データベースの整備や助成財団等に関する情報提供、公的施設の貸室情報等の提供などが考えられるが、特に、今日急速に普及しているインターネットを利用して、法人設立に必要な情報や認証状況に関する情報などの行政情報を提供することが望まれる。

さらに、一歩進んで、NPO相互のネットワークを構築し、NPO関連情報のデータベース化及び府民への提供、電子メールによる相談の受付、電子会議室の設置運営など、インターネットによって実現可能な事業を総合的に実施していくことも検討すべきである。

相談・コーディネート

社会貢献活動を促進するに当たっては、単に情報を一方的に提供するだけでなく、相談を受け、状況に応じてコーディネートすることも欠かすことができない。

京都府においても、市町村や中間支援団体との連携による相談体制の整備が望まれる。特に、京都市内へのアクセスに時間がかかる地域での相談窓口の設置や出張相談の実施などが望まれる。

人材の確保・育成

人の集まりによって支えられているNPO等が安定した活動を続けていくためには、人材の確保とリーダー等の育成が大切であるが、実態調査によると、「新しいメンバーが増えない」「活動の中心となるリーダーが育たない」などの問題を抱える団体は多く、人材の確保と育成支援が重要な課題となっている。

まず、人材の確保を図るには、府民のボランティア・マインドの醸成を図る必要がある。府民の参加意識を高めるための啓発を充実するとともに、学校教育や生涯学習の場におけるボランティア講座やボランティア活動の体験促進などへの支援が望まれる。

また、リーダーやコーディネーターを養成するためには、NPOマネジメント講座を開設したり、NPOでのインターンシップ制度（学生等が実習・研修的な就業体験を行う制度）などを支援していくことが望まれる。

拠点整備

実態調査によると、専用の事務所を持たない団体は多く、活動拠点の確保は重要な課題となっている。このような活動の場を確保し、団体相互の情報交換や連携を図ることは、NPO等の活動を活性化する上で大きな意義がある。

他府県では、公設公営、公設民営、民設民営などの形態で、情報提供・交流・人材育成・広報啓発・調査研究・ネットワークづくりなど様々な機能を持つサポートセンターの設置が行われている。

京都府においても、既に、京都府民総合交流プラザや総合社会福祉会館、国際センターなどの施設があるが、今後、地域における活動拠点を増やしていくために、市町村等とも連携しながら、公民館や空き教室などの施設についても利用促進を図っていくことが望まれる。

また、特に支援の必要性の高い北部地域においては、サポート体制の在り方等について、中間支援団体や関係市町などとともに検討していくことが望まれ

る。

財政支援

資金に関する問題を抱えている団体が多いことから、財政支援は重要な支援策の一つであると考えられる。その方法としては、補助金・助成金の交付（公益信託による基金の創設等）や融資制度の創設、ボランティア活動保険料の一部助成などが考えられる。

財政支援に当たっては、NPO等の独自性や自主性・自立性を損なうことのないよう、活動に対する評価方法や支援時期、支援の方法などについて十分配慮しながら、「3（3）NPO等の財政基盤の確立についての考え方」で示した措置を検討・実施していくことが望まれる。

業務委託

NPO等への業務委託については、その活動の支援になるとともに、専門性や機動性、柔軟性等を活用できることから住民サービスの向上も期待でき、さらに雇用・就労機会の創出にもつながるところから、活動実績や能力を見極めた上で、積極的に行っていくことが望まれる。

（参考）NPOの法人化の支援

特定非営利活動促進法の成立により、NPOが簡易な手続きで、法人格を取得することができるようになったが、法人の認証数は、当初予想されたよりも少ない状況にある。

この原因として、今回の特定非営利活動促進法の制定に際して、税制優遇措置が先送りされたこと等があると考えられるが、実態調査から明らかなように、制度がよく理解されていないことも大きな要因と考えられる。

法人格を取得するかどうかは各団体の選択によるが、法人格を取得することにより法律行為の主体として、法人名で事務所の賃貸借契約や不動産の登記、銀行口座の開設などができるようになり、また、社会的信用が高まるなどのメリットが認められるので、法人化の手続きが円滑に進むように、制度の周知や情報提供、相談での助言等を行うことが望ましい。

イ 関係機関等との連携

京都府が、社会貢献活動を活性化させるための施策を展開するに当たっては、関係機関との連携を図ることが必要である。

国との連携

国に対しては、寄付金控除を含めた税の優遇措置等の制度化や、地方公共団体が行う社会貢献活動支援施策への財政支援等を行うよう要望していくことが望まれる。

市町村との連携

市町村に対しては、「具体的な施策の在り方」で述べたような支援方を講じるほか、定期的に会議を開催するなどして情報交換を密にするとともに、人材育成の支援をしていくことなどが望まれる。

また、府内のNPO等の大部分が活動している京都市との連携は、とりわけ重要である。役割分担を明確にしながら、連絡調整を密にしていくことが望まれる。

さらに、市町村間の連携を促進するための支援を行うことも望まれる。

企業との連携

企業に対しては、フィランソロピーやメセナなどと呼ばれる社会貢献活動やボランティア休暇の制度化を奨励していくとともに、公益信託制度を設ける場合には資金を提供してもらうよう要請していくことが望まれる。

また、金融機関に対しては、NPOに対する融資制度の拡充を推奨していくことが望まれる。

大学、各種団体との連携

NPOへのインターンシップ事業を展開している大学コンソーシアム京都、NPOについての研究を行っている大学等の学術研究機関、その他経済団体や労働団体など各種団体との連携を一層図っていくことが望まれる。

ウ 推進体制の整備

基本姿勢・基本方針の明確化

京都府としての方針を明確にするため、京都府が取り組むべき施策の方向を示した基本方針を策定することが望ましい。なお、社会貢献活動については、社会情勢の変化等を敏感に反映することから、基本方針は、適時適切に見直すことが望ましい。

また、基本理念などを示した条例の制定についても、今後検討していくことが望ましい。その際、できる限り府民参加というプロセスを大切にすべきである。

組織体制の整備

現在、京都府では、社会貢献活動に対する総合的な支援に関する事務を府民労働総務課で担当しているが、今後、法人の認証や監督事務の増加が見込まれ、また、社会貢献活動に対する支援施策の充実が求められる中で、組織体制を整備していくことが望まれる。

また、これまで縦割りで行われてきた施策を、全庁的な基本方針に基づく施策へとシフトしていくことが求められているが、そのためにも各部局横断的な連絡会議を設置し、連携を一層密にしていく必要がある。

さらに、職員のNPO等に対する認識やパートナーシップに対する理解を深めるために、関係職員に対する研修を行うことが必要である。

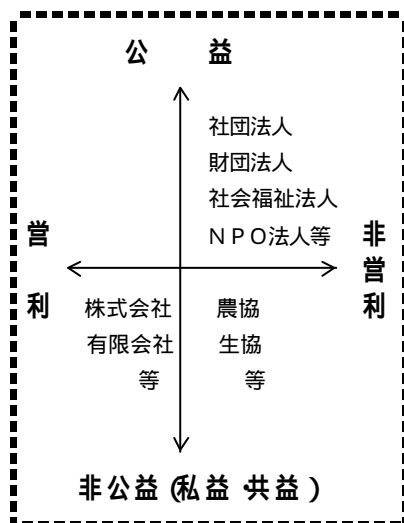
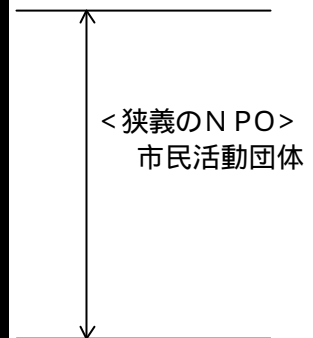
NPO等の政策提言等を反映させるためのシステムづくり

NPO等との意見交換や審議会委員へのNPO関係者の積極的登用のほか、今後は、行政施策の企画立案・決定・実施・評価の各段階でNPO等の意見や政策提言を反映させるための具体的なシステムづくりが望まれる。

〔参考資料1〕

NPOの概念

第1セクター (行政)	国、都道府県、市町村		
第2セクター (民間営利団体)	株式会社、有限会社等		
第3セクター (民間非営利団体) <広義のNPO>	法人格有	公益	民法による法人 社団法人 財団法人
			特別法による法人 社会福祉法人 学校法人 宗教法人 医療法人 等
		共益	特別法による法人 農業協同組合 生活協同組合 等
		公益	特定非営利活動促進法による法人 特定非営利活動法人(NPO法人)
	法人格無	公益	法人格の無い市民活動団体 福祉団体 国際交流団体 文化団体 等
		共益	会員相互の利益増進を目的とする団体 同窓会 団地の管理組合 等



〔参考資料 2〕

特定非営利活動促進法の概要

特定非営利活動法人になるには、次のような要件を満たすことが必要である。

- ア 特定非営利活動（注 1）を行うことを主たる目的とすること
- イ 営利を目的としないものであること
- ウ 社員（注 2）の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の 3分の 1以下であること
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- キ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと
- ク 10人以上の社員を有するものであること

（注 1） 特定非営利活動とは、

次に該当する活動であること（法律の別表）

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

（注 2） 社員とは、社団の構成員という意味で、総会で議決権を持つ者がこれに該当

〔参考資料3〕

特定非営利活動法人の申請及び認証状況について

(平成12年12月1日現在)

1 申請・認証状況

申請数... 93 団体

認証数... 76 団体

2 申請・認証数の月別推移

月	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
申請数	3	0	3	1	2	2	3	2	2	5	6	4	10
認証数	0	0	0	0	3	4	0	0	3	2	3	6	2

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計
申請数	4	1	4	7	5	3	3	8	5	5	5	93
認証数	6	3	11	2	3	4	3	8	4	0	9	76

3 申請・認証団体の主たる事務所の所在地

所在地	申請	認証	所在地	申請	認証
京都市	66	55	京田辺市	2	1
福知山市	3	3	大山崎町	1	1
舞鶴市	3	3	木津町	2	2
綾部市	2	2	精華町	1	1
宇治市	3	2	京北町	1	1
城陽市	2	1	丹波町	1	1
向日市	3	0	和知町	1	1
長岡京市	2	2			

4 申請・認証団体の活動分野(複数の団体あり)

活動分野	申請	認証	活動分野	申請	認証
保健・医療・福祉	53	40	地域安全	8	7
社会教育	36	30	人権・平和	17	14
まちづくり	30	29	国際協力	18	14
文化・芸術・スポーツ	29	26	男女共同参画	8	7
環境の保全	28	22	子どもの健全育成	22	17
災害救援	3	3	団体への助言・援助等	19	19

〔参考資料4〕

特定非営利活動法人設立認証申請の受理及び認証状況

(平成12年12月1日現在)

都道府県名	申請数		認証数	
	人口百万人当たり	人口百万人当たり	人口百万人当たり	人口百万人当たり
北海道	169	29.7	142	24.9
青森県	22	15.0	19	12.9
岩手県	26	18.4	24	17.0
宮城県	71	29.7	64	26.7
秋田県	20	16.8	19	16.0
山形県	23	18.4	21	16.8
福島県	30	14.0	29	13.5
茨城県	58	19.0	54	17.7
栃木県	67	33.1	62	30.6
群馬県	71	34.9	60	29.5
埼玉県	77	10.8	68	9.6
千葉県	106	17.6	86	14.3
東京都	853	73.8	674	58.3
神奈川県	234	27.7	195	23.1
新潟県	44	17.7	37	14.9
富山県	11	9.8	11	9.8
石川県	25	21.0	25	21.0
福井県	10	12.1	9	10.9
山梨県	19	20.9	17	18.7
長野県	39	17.5	37	16.6
岐阜県	31	14.6	28	13.2
静岡県	96	25.3	86	22.7
愛知県	83	11.8	75	10.7
三重県	73	38.7	69	36.6
滋賀県	30	22.2	25	18.5

都道府県名	申請数		認証数	
	人口百万人当たり	人口百万人当たり	人口百万人当たり	人口百万人当たり
京都府	93	35.3	76	28.9
大阪府	243	28.0	201	23.2
兵庫県	119	21.3	96	17.2
奈良県	24	16.2	22	14.9
和歌山県	18	16.7	15	13.9
鳥取県	13	21.3	11	18.0
島根県	17	22.4	14	18.5
岡山県	45	22.9	38	19.3
広島県	52	17.9	45	15.5
山口県	36	23.5	29	19.0
徳島県	10	12.1	8	9.7
香川県	15	14.6	12	11.7
愛媛県	16	10.7	15	10.1
高知県	22	27.3	18	22.4
福岡県	115	22.9	95	18.9
佐賀県	19	21.5	19	21.5
長崎県	26	17.2	23	15.2
熊本県	38	20.4	34	18.2
大分県	19	15.6	12	9.9
宮崎県	20	17.0	19	16.2
鹿児島県	11	6.2	9	5.1
沖縄県	23	17.5	19	14.4
小計	3,282	25.9	2,766	21.8
経済企画庁	304	-	255	-
合計	3,586	28.3	3,021	23.8

(注1) 「小計」の人口百万人当たりの数値は、都道府県全国数値を表し、「合計」の同欄の数値は、経済企画庁分も含めた数値である。

〔参考資料5〕

京都府社会貢献活動支援施策一覧

支援活動分野	事業数	支援類型						
		サポートセンター設置運営	啓発	情報提供	人材育成確保	場所機器提供	資金助成	その他
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	16	1	1	2	13	0	5	1
社会教育の推進を図る活動	4	0	2	1	4	0	0	0
まちづくりの推進を図る活動	6	0	1	3	4	1	2	0
文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	4	0	0	0	1	0	3	0
環境の保全を図る活動	5	0	1	2	2	1	3	0
災害救援活動	3	0	1	2	3	1	0	0
地域安全活動	8	0	7	8	6	2	1	0
国際協力の活動	1	1	1	1	1	1	0	0
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	2	1	1	1	1	1	1	0
子どもの健全育成を図る活動	6	0	4	4	3	0	1	0
前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	1	0	1	0	0	0	0	0
計	56	3	20	24	38	7	16	1

支援類型は複数回答可

サポートセンターとは、総合的な支援機能を有する施設又は組織を言う

京都府社会貢献活動支援施策内訳

区分	事業名	支援類型							担当課
		サポートセンター設置運営	啓発	情報提供	人材育成確保	場所機器提供	資金助成	その他	
保健・医療・福祉 16	京都府食生活改善推進員連絡協議会事業費補助事業								健康対策課
	「小島をバラ園にする会」活動支援事業								〃
	京都府福祉人材・研修センターボランティア講座								地域福祉・援護課
	京都府ボランティアセンター事業								〃
	福祉救援ボランティア活動促進事業								〃
	京都社会福祉大会開催事業								〃
	ボランティアコーディネーター設置事業								〃
	ふれあいのまちづくり事業								〃
	ふれあい地域づくり事業								〃
	住民参加の地域福祉推進事業								〃
	点訳奉仕員養成事業								障害者保健福祉課
	朗読奉仕員養成事業								〃
	手話奉仕員養成事業								〃
	手話奉仕員派遣事業								〃
	要約筆記奉仕員養成事業								〃
	要約筆記奉仕員派遣事業								〃

区分	事業名	支援類型							担当課
		サポートセンター設置運営	啓発	情報提供	人材育成確保	場所機器提供	資金助成	その他	
社会教育 4	生涯学習ボランティア普及啓発事業								スポーツ生涯学習室
	消費生活出前講座								消費生活課
	府立学校ボランティア活動推進事業								社会教育課
	生涯学習ボランティアコーディネートシステム整備充実事業								〃
まちづくり 6	21世紀のまちづくり事業								地方課
	広域連携支援								企画参事
	「鴨川納涼」に対する助成								府民労働総務課
	「京都河川美化団体連合会」に対する助成								〃
	21ふるさと京都塾								農村振興課
	京都府中山間ふるさと保全基金事業								耕地課
文化・芸術・スポーツ 4	京都府立体育館スポーツボランティア養成講座								府立体育館
	府内のハイキングコース整備清掃事業								スポーツ生涯学習室
	日露交歓コンサート助成事業								文化芸術室
	(財)京都国際文化協会に対する補助金								〃

区分	事業名	支援類型							担当課
		サポートセンター設置運営	啓発	情報提供	人材育成確保	場所機器提供	資金助成	その他	
環境保全 5	身近な自然環境保全推進事業								環境企画課
	ふるさとの自然環境と歴史的風土保全活動助成事業								〃
	ファミリーの森林づくりモデル事業								林務課
	郷土の森林保全活動推進事業								〃
	野鳥ふれあい活動推進助成事業								森林保全課
災害救援 3	災害救援専門ボランティア運営費								消防防災課
	京都府砂防ボランティア協会支援事業補助金								砂防課
	京都府災害救援専門ボランティアによる後方支援活動								警備第一課
地域安全 8	交通安全家庭教育の推進								交通対策課
	地域安全パイロット地区活動								生活安全企画課
	長寿社会対策パイロット地区活動								〃
	交番・駐在所連絡協議会								地域課
	地域交通安全活動推進委員活動								交通企画課
	高齢者交通事故防止モデル地区活動								〃
	地域交通安全活動								〃
	交通安全ワンポイントアドバイス活動								〃

区分	事業名	支援類型							担当課
		サポートセンター設置運営	啓発	情報提供	人材育成確保	場所機器提供	資金助成	その他	
国際協力 1	(財)京都府国際センター運営助成費								国際課
男女共同 2	京都府女性総合センター運営助成事業								女性政策課
	女性団体育成事業								〃
子どもの健全育成 6	青少年活動促進事業								青少年課
	青少年健全育成功労者等表彰事業								〃
	青少年バンク事業								〃
	青少年育成重点地区活動								少年課
	有害環境浄化活動								〃
	少年補導委員会補助事業								〃
NPO支援 1	ボランティア国際年推進事業								府民労働総務課
計	56事業	3	20	24	38	7	16	1	

京都府民間非営利団体等による社会貢献活動促進懇話会設置要綱

(目的)

- 第1 民間非営利団体等による自主的・自立的な社会貢献活動を促進するための課題及びその方策等について幅広く意見を求めるため、民間非営利団体等による社会貢献活動促進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2 懇話会は、委員15人以内で組織する。
- 委員は、社会貢献活動に関し優れた識見を有する者の中から、知事が委嘱する。
 - 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

- 第3 懇話会に座長及び副座長を置く。
- 座長は、委員の互選により定め、会務を総理する。
 - 副座長は、あらかじめ座長が委員の中から指名し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4 懇話会の会議は、座長が招集し、座長が主宰する。
- 懇話会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

- 第5 懇話会の庶務は、府民労働部府民労働総務課において処理する。

(その他)

- 第6 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年3月19日から施行する。

京都府民間非営利団体等による社会貢献活動促進懇話会委員名簿

氏名	現職
浅岡美恵	気候ネットワーク代表
梅原哲史	(社)日本青年会議所京都ブロック協議会 地域主権応援委員会委員長(1999年)
大野明	日本国際連合協会京都本部常任理事
奥田正行	京都労働者福祉協議会顧問
加藤博史	龍谷大学短期大学部教授
芝田宇佐男	京都府社会福祉協議会事務局次長
鈴木富美子	京都新聞社論説委員
高橋悦夫	オムロン(株)広報・渉外室 エグゼクティブコミュニケーション部京都担当
能勢久子	京都府連合婦人会会計
深尾昌峰	きょうとNPOセンター事務局長
南臣子	山城町町民部保健福祉課主幹(町社会福祉協議会事務局長)
宮本時江	(社)京都ボランティア協会常務理事・事務局長
山崎仁士	舞鶴市企画管理部企画政策室企画調整課長
山辺朗子	龍谷大学教授

(五十音順、敬称略)

座長
副座長

京都府民間非営利団体等による社会貢献活動促進懇話会審議経過

回数（時期）	主な内容	関連事項
第1回 (平成11年3月19日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懇話会の今後の運営及びスケジュールについて ・ 民間非営利団体等による社会貢献活動に係る現状と課題について 	NPO活動実態調査 (8月～12月)
第2回 (平成11年7月14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間非営利団体等と行政の協働のあり方について 	
第3回 (平成11年11月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府におけるNPO活動実態調査の結果（中間まとめ）等について ・ 社会貢献活動を活性化させるための課題と方策について 	
第4回 (平成12年3月14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言骨子案（提言の構成等）について 	
第5回 (平成12年6月20日)		
第6回 (平成12年10月19日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言（案）について 	